

森林の郷農林業げんき特区

都道府県名：

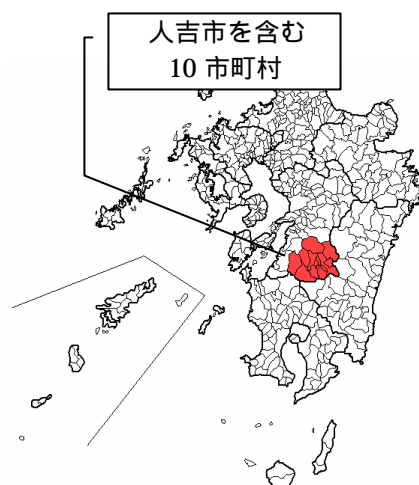
熊本県

申請主体名：

熊本県、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

区域の範囲：

人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の全域



特区の概要：

球磨地域では地域の農林産物や観光資源のポテンシャルに着目した地域が一体となった観光農業への取組みを引き続き促進するとともに、遊休農地を活用することにより農山村のありのままの景観を保全しながら、体験型観光の振興を図るため、特例の導入により、従来の日帰り型の都市農村交流メニューに農家民泊等を加えることにより宿泊型のツーリズムを提供し、都市農村の更なる交流を促進し、農林業の振興を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・ 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

